

随意契約理由書

1. 工事名 平成30年度青柳排水機場機械設備修繕工事
2. 施工場所 宮崎県宮崎市福島地先
3. 隨意契約の相手方 住 所：福岡市早良区百道浜二丁目1番1号
会社名：(株)日立製作所 九州支社
電 話：092-852-1111
4. 隨意契約適用法令 会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号
5. 当該工事の目的・内容及び随意契約に付する理由

1)当該工事の目的

本工事は、宮崎河川国道事務所が管理する青柳排水機場の1号主ポンプ駆動設備(ガスタービンエンジン)及び操作制御設備更新を行い、設備の機能維持のため修繕を行うものである。

2)工事の内容

本工事は、青柳排水機場ポンプ設備のうち、1号主ポンプ駆動設備及び操作制御設備の「機能・性能」を「維持・回復」させる修繕を行うものである。

3)随意契約に付する理由

本工事の目的を達成するためには、当該設備の「機能・性能」を定めた仕様書等に基づき、設計・製作・修繕を行わなければならないが、それには工事契約の受注者(以下「受注者等」という。)が独自に管理保有している技術ノウハウ(以下「ノウハウ」という。)が必要である。

また、排水機場ポンプ設備は、設備全体が各メーカーのノウハウによりシステム構成されており、システムの一部を構成する機器の修繕を行う場合でも修繕後の運用時に不具合が生じた際に原因究明や対策立案等を行う必要があるためシステム全体の熟知が必要である。

(株)日立製作所は、青柳排水機場ポンプ設備に関して、設計、製作、アフターサービス及び部品の供給体制が確立しているとともに、①受注者等のノウハウを有し②システム全体を熟知していると判断できる。

以上のことから、本工事を履行するに必要な要件を具备している受注者等として(株)日立製作所を特定し、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号)及び「参加者の有無を確認する公募手続」(平成18年9月28日付け国官会第935号)に基づき、(株)日立製作所以外の参加者の有無を確認するための公募手続を行ったが、他者から本工事への参加意思を表明する書類は提出されなかった。

そのことから、(株)日立製作所が本工事を履行できる唯一の受注者等と判断し、当該法人との随意契約手続に移行するものである。

よって、本工事については、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、上記法人と随意契約を締結するものである。

(随意契約理由書作成者)
防災課長